

市民自主企画事業 実施要領

こちらは多様な形で実施する市民自主企画事業のご案内です。

1. 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、麻生市民館・麻生市民館岡上分館（以下「市民館」という。）が市民自主企画事業を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

2. 事業の目的

- （1）地域や社会の課題などの解決や地域の特性に応じた生涯学習・文化・芸術の振興や、様々な世代・立場の市民の交流、市民活動のネットワーク化などに向けた多様な形態での学習事業を、市民と行政が協働で事業を進める中から、実効性のあるパートナーシップのあり方についての相互理解を深め、今後の地域づくりへの市民の参画力を高めることを目的とします。
- （2）事業の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

3. 提案できる団体・個人

個人については、麻生区（岡上分館については岡上地区）に在住・在勤・在学している方とします。団体については、麻生区内（岡上分館については岡上地区内）を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、会員の意見を発信できる場や団体としての考え方を共有する場（定例会議や総会など）を設けており、民主的に運営されている団体とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- （1）団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- （2）川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体ではないこと。
- （3）川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、または第2項に規定する行為をしている者。
- （5）契約の相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者と知りながら、契約を締結している者。
- （6）公序良俗に反する団体または個人。

4. 継続しての提案

提案は単年度です。事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると選考委員会が承諾した場合に限り、通算3年まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年を超えて提案をすることができませんが、6年を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、事業が実施できなかったと認められる。

5. 事業の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を提供するものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした生活文化・技術に関する学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施しているもの。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (3) 講師が自ら人を集めて、私塾に類似する形式で実施するもの。
- (4) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報を目的としたもの。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (7) 国、地方公共団体、外郭団体から当該事業の委託・補助・助成を受けているもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。

6. 事業の実施期間、内容など

- (1) 事業の実施期間は、令和8（2026）年4月1日～翌年3月31日の単年度とします。
- (2) 事業の主催は、麻生市民館または麻生市民館岡上分館とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 事業での学習は、多文化共生事業をはじめ、文化・芸術鑑賞、世代間交流、地域の歴史に関する事業など様々な分野が考えられます。回数などについては規定がありませんが、1回～3回程度が望ましいと思われます。参加者も、回ごとに募集して差し支えありません。
- (5) 事業の実施に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は20人以上とし、申込受付は麻生市民館または岡上分館で行います。事業参加者の対象は、麻生区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 実施場所については、実施館が麻生市民館の場合は、麻生市民館（ただし、大ホールは除く。）または麻生区内の公共性のある施設等とし、実施館が岡上分館の場合は、岡上分館または岡上分館地区内の公共性のある施設等とします。
- (8) 学習形態については、事業の趣旨に即して、単発の講演会をイベント形式で実施するだけでなく、交流や発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、見学会など自由で多様な形態を取り入れられるものとします。そのような中でも、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるような配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民相互の学びあい・交流を促進する

上で重視したい点です。

(10) 事業の実施による成果物等については、川崎市に帰属します。

7. 提案方法

(1) 提出書類

団体での応募にあたっては、市民自主企画事業を提案する場合は市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）を実施希望館（麻生市民館、岡上分館双方へは提出できません。）へ提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

ア 団体の規約

イ 会員名簿

ウ 前年度の活動報告書・決算書

エ 今年度の活動計画書・予算書

オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 令和8（2026）年1月6日（火）から1月23日（金）午後5時までです。

郵送の場合は1月23日必着とします。直接持参とメールについては1月23日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可とします）

「市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）」を確認し、市民自主企画事業の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しく下さい。事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねる場合があります。

(4) 提出先 〒215-0004 川崎市麻生区万福寺1-5-2 麻生市民館

メールアドレス 88asaosi@city.kawasaki.jp

〒215-0027 川崎市麻生区岡上3-15-5 麻生市民館岡上分館

メールアドレス 88okaga@city.kawasaki.jp

8. 事業の選考など

(1) 提案された企画提案書については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき専門部会において全部または一部を非公開として選考を行うことがあります。

(2) 事業の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。

(3) 提案内容が、市民自主企画事業以外の市民館事業で実施することが適当と考えられる場合は、市民館と応募された団体または市民（個人）と協議の上、移行することがあります。

(4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、事業を実施します。

(5) 事業の計画・運営段階において不都合が生じたと市民館が判断した場合は、事業の実施を取り消すことがあります。

(6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。

(7) 事業は令和8年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

9. 市民館の役割

(1) 経費については、麻生市民館の経費とします。学習計画ができた段階で、指定管理者と企画運営委員会または団体との間で委託契約を交わし、事業の実施前に一括して支払います。

委託契約にあたっては、企画運営委員会または団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学

習計画書）等を提出していただきます。

(2) 委託料以外の収入については、次のものも経費に充てることができます。

ア 参加団体・グループを募ってのイベント事業については、参加団体・グループからの適正な範囲での負担金。

イ 民間からの助成金や賛助金、寄付金などで公共性を損なわない範囲のもの。

(3) 委託金額については、特に規定はありませんが、事業の趣旨を踏まえて適切に積算し提案するものとします。

(4) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。

講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。

また、受託した企画運営委員会または団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。

保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、またそれぞれの合算とすることができます。ただし、委託料から支弁する保育謝礼は、保育謝礼を除いた委託料の2割を上限とします。

(5) 会場と広報の協力

ア 会場を市民館とした場合、市民館主催事業として会場使用料は無料となります。

イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、市民館ホームページへの掲載など。(チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます)

(6) 企画運営会議への参画

よりよい事業を目指して、企画運営委員会または団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会または団体と市民館双方が対等の立場で協議し、具体的な事業の企画や実施方法などを検討します。

10. 個人情報の取扱い

事業の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、事業終了後速やかに破棄するものとします。

ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。

イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。

ウ 個人情報を複製しないものとします。

エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は市民館が行うものとします。

オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに市民館に報告し、その指示に従うものとします。

11. 実績報告及び内容の公表

事業終了後速やかに、関係書類(事業報告書、参加者名簿、出席簿等)を添えて、委託業務完了届一式(委託業務完了届・収支報告書・実施報告書等)を提出するものとします。また、事業の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を市民館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

12. その他

令和8年4月1日から麻生市民館に指定管理者制度が導入されることから、本学級の募集及び選考につきましては、麻生市民館(麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)が担当し、令和8年4月以降の事業運営については指定管理者が実施します。本事業の開設(実施)のために必要な事項については、引

き続き本実施要領によるものとします。また提案に際し個人または団体から提出された提出書類等は、適切に指定管理者に引き継ぎます。

この要領にない事項については企画運営委員会または団体と市民館双方で協議して定めます。